

第99回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「インターネット」又は「書面（郵送）」等による議決権の事前行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、当日のご来場は自粛いただきますよう、強くお願い申し上げます。

お土産の取り止めについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

株主の皆様へ	1
■ 第99回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法のご案内	4
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役11名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
（添付書類）	
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	49
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	56

食卓に、海のおいしさと、おどろきを。

魚を中心とした総合食品会社として、「人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長する」ことを企業理念に、原料の調達から加工、販売に至るまでのサプライチェーンを強化し、消費者のライフスタイルそしてニーズにマッチした、安心・安全でおいしい商品の提供により、お取引先と消費者の皆様から満足と信頼を得られるよう、グループの総力を挙げて努力してまいります。

また、当社は2022年4月の東京証券取引所の新市場区分において、プライム市場へ上場いたしました。プライム市場に上場する企業として、株主の皆様安心して投資対象としていただけるよう、持続的な成長と企業価値の向上に邁進してまいります。

今後とも、皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長
井上 誠



代表取締役副社長
酒井 健



証券コード：1301

2022年6月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 井上 誠

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、4ページの「議決権の行使についてのご案内」にしたがって、2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

招集にあたっての決定事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyokuyo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyokuyo.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使書を郵送する場合



期 限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(上記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

インターネットで行使する場合



期 限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時45分まで

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となります。

株主総会へ出席する場合

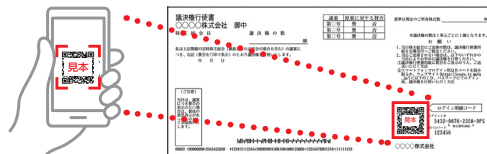


議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

! 上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、又はQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。

「パスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき90円とさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金90円 総額 972,793,980円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名						現在の当社における地位及び担当
1	いの 井上	まこと 誠	新任	再任	社外	独立	代表取締役社長
2	さか 酒井	けん 健	新任	再任	社外	独立	代表取締役副社長 事業部門統括、鯉・鮪セグメント、物流サービスセグメント管掌、鯉鮪事業部担当
3	こん 近藤	しげる 茂	新任	再任	社外	独立	専務取締役 水産商事セグメント管掌、水産第1部、水産第2部、水産第3部、海外事業部、業務部担当
4	き 木山	しゅう 修一	新任	再任	社外	独立	常務取締役 管理部門統括、コンプライアンス担当、経営管理部、総務部、人事部、品質保証部担当
5	ひ 檜垣	ひと 仁志	新任	再任	社外	独立	取締役 経営管理部長委嘱
6	た 田中	ゆたか 豊	新任	再任	社外	独立	取締役 食品事業管理部、業務食品本部業務食品第1部、ロジスティクス本部担当、業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長委嘱
7	やま 山口	けい 敬三	新任	再任	社外	独立	取締役 食品セグメント管掌、業務食品本部業務食品第2部、市販食品本部市販食品第1部、市販食品第2部、商品開発本部商品開発部、研究所担当、市販食品本部長、市販食品第2部長委嘱
8	み 三浦	まさ 理代	新任	再任	社外	独立	社外取締役
9	しら 白尾	み 美佳	新任	再任	社外	独立	社外取締役
10	まち 町田	かつ 勝弘	新任	再任	社外	独立	社外取締役
11	やま 山田	えい 英司	新任	再任	社外	独立	社外取締役

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

候補者番号

1

いの うえ
井 上

まこと
誠

再任

生年月日 1957年12月5日生

所有する当社株式の数 6,700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	当社入社	2015年 4月	当社取締役調理冷凍食品部長
2004年 6月	当社水産部水産第3部長	2015年 6月	当社常務取締役調理冷凍食品部長
2005年 4月	当社水産部水産第2部長	2016年 4月	当社常務取締役
2006年 4月	当社水産冷凍食品部長	2017年 6月	当社専務取締役
2010年 6月	当社大阪支社長	2018年 6月	当社代表取締役社長（現）
2012年 6月	当社取締役大阪支社長		
2014年 4月	当社取締役東京支社長		

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に水産商事・食品関連業務に従事し、水産冷凍食品部長、支社長、調理冷凍食品部長、常務取締役、専務取締役を経て、2018年から代表取締役社長を務めており、当社における豊富な業務経験と水産商事・食品事業及び会社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

さか い
酒 井

けん
健

再任

生年月日 1954年10月21日生

所有する当社株式の数 6,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	当社入社	2016年 6月	当社常務取締役
2006年 4月	当社大阪支社水産加工部長	2017年 6月	当社専務取締役
2009年 6月	当社水産加工第2部長	2020年 6月	当社代表取締役専務
2014年 6月	当社取締役水産加工第2部長	2021年 6月	当社代表取締役副社長（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に水産商事関連業務に従事し、水産加工第2部長、常務取締役、専務取締役、代表取締役専務を経て、2021年から代表取締役副社長を務めており、当社における豊富な業務経験と水産商事事業及び会社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

補者番号

3

こん どう
近 藤

しげる
茂

再任

生年月日 1958年12月8日生

所有する当社株式の数 3,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2020年 6月	当社常務取締役水産加工第2部長
2011年 6月	当社海外事業部長	2021年 3月	当社常務取締役
2015年 6月	当社水産加工第3部長	2021年 6月	当社専務取締役（現）
2017年 6月	当社取締役水産加工第3部長		
2019年 6月	当社常務取締役水産加工第3部長		

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、水産商事関連業務に従事し、海外事業部長、水産加工第3部長、常務取締役を経て、2021年から専務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び水産商事事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

き やま
木 山

しゅう いち
修 一

再任

生年月日 1959年8月30日生

所有する当社株式の数 3,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2017年 6月	当社取締役企画部長
2013年 4月	当社企画部長	2020年 6月	当社常務取締役（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に企画・経理関連業務に従事し、企画部長を経て、2020年から常務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験と企画・経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

ひ がき
檜垣

ひと し
仁志

再任

生年月日 1962年8月17日生

所有する当社株式の数 600株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社

2017年6月 当社経理部長

2020年6月 当社取締役経理部長

2021年4月 当社取締役経営管理部長

(現)

取締役候補者
とした理由

入社以来、主にシステム・経理関連業務に従事し、経理部長、経営管理部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とシステムに関する高い見識及び経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

た なか
田中

ゆたか
豊

再任

生年月日 1961年8月20日生

所有する当社株式の数 4,700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社

2010年8月 当社大阪支社冷凍食品部長

2016年4月 当社調理冷凍食品部長

2018年6月 当社取締役調理冷凍食品部長

2021年4月 当社取締役業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長 (現)

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に食品関連業務に従事し、調理冷凍食品部長、業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と食品・物流サービス事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

やま ぐち

山口

けい ぞう

敬三

再任

生年月日 1962年1月8日生

所有する当社株式の数 900株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2020年 6月	当社取締役常温食品部長
2014年 4月	当社品質保証部長	2021年 4月	当社取締役市販食品本部長、市販食品第2部長
2016年 4月	当社家庭用冷凍食品部長		(現)
2018年 3月	当社常温食品部長		

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、食品関連業務に従事し、品質保証部長、家庭用冷凍食品部長、常温食品部長、市販食品本部長、市販食品第2部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

8

み うら

三浦

まさ よ

理代

再任

社外

独立

生年月日 1946年5月16日生

所有する当社株式の数 700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月	女子栄養大学助手	2009年 1月	同大学学務部長
1995年 4月	同大学助教授	2015年 6月	当社取締役(現)
2001年 4月	同大学教授	2017年 4月	女子栄養大学名誉教授(現)
2003年 1月	同大学実践栄養学科長		

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も同氏の永年の経験と知見を基に、取締役会の意思決定に際して適切な指導をしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

しら お
白尾

み か
美佳

再任

社外

独立

生年月日 1960年2月28日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	国立公衆衛生院（現 国立保健医療科学院）特別研究員	2014年 4月	実践女子大学教授（現）
2002年 4月	実践女子短期大学助教授	2020年 6月	当社取締役（現）

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識から、取締役会において専門的立場から適切な意見をいただいております。今後も同氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

10

まち だ
町田

かつ ひろ
勝弘

再任

社外

独立

生年月日 1953年11月15日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	農林水産省入省	2016年 3月	日本中央競馬会副理事長
2009年 7月	水産庁長官	2020年 3月	JRAファシリティーズ(株)代表取締役会長
2010年 7月	農林水産省事務次官	2021年 6月	当社取締役（現）
2013年 5月	（一社）JA共済総合研究所理事長	2022年 4月	JRAファシリティーズ(株)顧問（現）

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

永年にわたり農林水産省の要職を務められ、また、研究機関により培われた豊富な知識と経験を有しており、専門的な立場から助言や指導をしていただくとともに、中立的な視点から、業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

11

やま だ

山田

えい し

英司

再任

社外

独立

生年月日 1955年7月18日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	日本電信電話公社（現日本電信電話(株)）入社	2011年6月	同社取締役常務執行役員
2001年6月	(株)エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長	2012年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2002年4月	同社ビジネス開発事業本部	2015年6月	同社顧問 日本電子計算(株)代表取締役社長
2004年5月	同社決済ソリューション事業本部副事業本部長	2017年6月	(株)千葉興業銀行社外取締役（現）
2005年6月	同社執行役員	2021年6月	当社取締役（現） 日本電子計算(株)顧問（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本電子計算(株)において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の経験や実績を背景とした経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」(32ページ)に記載のとおりであります。
3. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は社外取締役候補者であります。
4. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 本総会終結の時をもって、三浦理代氏の当社社外取締役就任期間は7年、白尾美佳氏の当社社外取締役就任期間は2年、町田勝弘及び山田英司の両氏の当社社外取締役就任期間は1年となります。
6. 当社は三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

■取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

本議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

	経営全般	業界知見	IT	法務・ コンプライ アンス	財務・ 会計	行政・ 学術研究	国際性
井上 誠	●	●					
酒井 健	●	●					
近藤 茂	●	●					●
木山 修一	●		●	●	●		
檜垣 仁志			●		●		
田中 豊		●					
山口 敬三		●					●
三浦 理代						●	
白尾 美佳						●	
町田 勝弘	●	●				●	
山田 英司	●		●				

なお、上記の一覧表は各氏の経験などをふまえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役菅野洋一及び志村和彦の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	かん の	よう いち	再任	社外	生年月日	1962年8月6日生
1	菅野	洋一			所有する当社株式の数	700株



略歴及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 農林中央金庫入庫
- 2005年2月 同水戸支店長
- 2008年7月 同総務部副部長
- 2010年6月 同関東業務部長
- 2012年6月 同総務部長
- 2015年6月 同監事
- 2018年6月 当社常勤監査役（現）

社外監査役候補者
とした理由

永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役候補者としました。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

2

すず き
鈴木

のり お
則男

新任

生年月日 1957年10月27日生

所有する当社株式の数 2,400株



略歴及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2015年 6月 海洋フーズ(株)取締役
- 2016年 6月 同社代表取締役社長(現)

監査役候補者 とした理由

入社以来従事した食品関連業務における専門知識を有し、グループ会社社長として当社の実情に通じるとともに経営経験も豊富であり、適正な監査を行う能力を有していることから、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 菅野洋一氏は社外監査役候補者であります。
 - 菅野洋一氏は、過去10年間に当社の主要取引金融機関である農林中央金庫の業務執行者であったことがあります。
 - 本総会終結の時をもって、菅野洋一氏の当社社外監査役就任期間は4年となります。
 - 当社は菅野洋一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 鈴木則男氏は、2022年6月10日付をもって海洋フーズ(株)の取締役を退任し、同社の監査役に就任される予定であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

し も だ い ち ろ う
下 田 一 郎

社外

生年月日 1972年9月18日生

所有する当社株式の数 0株

略歴及び重要な兼職の状況

2005年10月 弁護士登録
長谷川俊明法律事務所勤務
2011年4月 松井・下田法律事務所開設
2015年1月 下田総合法律事務所開設
2020年1月 下田法律税務事務所開設
(現)

補欠社外監査役候補者とした理由

会社の取締役または監査役等として経営に関与されておりませんが、弁護士としての専門領域における知識と経験を有していることから、監査役に就任された場合に、当社の慣行にとられない企業社会全体を踏まえた客観的な判断を下していただけるものと考え、補欠監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 下田一郎氏は社外監査役候補者であります。
2. 下田一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 下田一郎氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

■取締役候補者及び監査役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年12月に更新を予定しております。第3号議案（取締役11名選任の件）及び第4号議案（監査役2名選任の件）でお諮りする取締役・監査役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。第5号議案（補欠監査役1名選任の件）でお諮りする補欠監査役候補者については、監査役に就任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

（1）被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

（2）填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限、停滞から一時的に持ち直しの動きが見られたものの、新たな変異株の出現により感染が再拡大し、厳しい状況で推移しました。また、ウクライナ情勢を巡る地政学的リスクが顕在化したほか、急激な円安が進行するなど、先行き不透明な状況が続きました。

水産・食品業界におきましても、欧米を中心とした需要回復による水産物の引き合いの高まりや、中国、東南アジア等でのコロナ禍の影響による供給減少もあり、原材料価格や輸送費が高騰するなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもとで、中期経営計画『Build Up Platform 2024』（2021年度～2023年度）の初年度として、『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有すべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、ESG、SDGsといった持続可能な社会の実現に向けた責任を果たしながら、目標達成に向け取り組んでまいりました。

セグメント別の事業概況は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、従来の「冷凍食品」と「常温食品」を統合し、「食品」セグメントに変更しております。このため、前期との比較については、セグメント変更後の数値に組み替えて比較を行っております。

(水産商事セグメント)

国内販売では、長引くコロナ禍にあって、主要魚種のサケやエビについて、量販店を中心に加工品の販売が順調に推移したことに加え、年末商戦では高額商品のカニ、魚卵の販売が伸長しました。また、北洋魚も在庫管理の徹底により、利益が改善しました。さらに、欧米各国ではウィズコロナ政策の浸透により水産物の需要が回復したことから先高観が強まり、日本国内でも加工用原料の販売が伸長しました。以上のことから、計画を大幅に上回る利益を確保しました。

海外事業については、中国向けのホタテの輸出が伸長したほか、消費が回復した北米の現地販売が持ち直しました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。水産商事セグメントの売上高は1,207億96百万円（前期比1.6%増）、営業利益は51億50百万円（前期比67.9%増）となりました。

(食品セグメント)

業務用冷凍食品は、寿司種をはじめとする生食商材は一定の販売を確保しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、外食・給食ルートにおいて主力の水産フライ製品を中心に販売が減少しました。

市販用冷凍食品は、煮魚・焼魚の東南アジア工場における生産量が一時的に減少したものの、ドラッグストア向けに販売が伸長しました。缶詰は健康志向を捉えた新商品を投入し、主力の青物缶詰、ツナ缶の拡販に努めましたが、巣ごもり需要が一服し、主力量販店での売上が減少しました。全体として、原材料高騰や海上運賃の上昇により収益が圧迫されました。

この結果、売上・利益とも前期を下回りました。食品セグメントの売上高は968億83百万円（前期比1.9%減）、営業利益は10億46百万円（前期比37.9%減）となりました。

(鯉・鮪セグメント)

輸入冷凍クロマグロの取扱いが増加し、量販店、回転寿司ルートを中心に加工品も好調に推移しました。国産クロマグロの養殖事業は、品質の向上及び出荷体制の安定化により、利益改善に貢献しました。また、海外まき網事業は、水揚げ数量は減少したものの、カツオの魚価回復により、収支が改善しました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。鯉・鮪セグメントの売上高は342億95百万円（前期比14.6%増）、営業利益は9億88百万円（前期比95.2%増）となりました。

(物流サービスセグメント)

配送事業は、海上輸送の混乱による国内幹線輸送の増加に対して取組みを強化し、売上を伸ばしました。倉庫事業は、水産物の堅調な需要に支えられ、出庫数量は増加したものの、入庫数量が前年並みに止まり、在庫数量の減少により利益面で影響を受けました。

この結果、売上は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。物流サービスセグメントの売上高は11億76百万円（前期比8.9%増）、営業利益は2億18百万円（前期比41.0%減）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は2,535億75百万円（前期比1.8%増）、営業利益は63億92百万円（前期比37.2%増）、経常利益は69億4百万円（前期比41.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億34百万円（前期比20.7%増）となりました。

なお、当社単独における売上高は2,327億45百万円（前期比5.5%減）、営業利益は52億79百万円（前期比46.4%増）、経常利益は56億83百万円（前期比46.8%増）、当期純利益は34億20百万円（前期比6.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は50億64百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、資金調達手段の多様化を目的として短期社債（電子CP）を発行する他、設備投資資金や安定資金の確保を目的として、長期借入金27億17百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

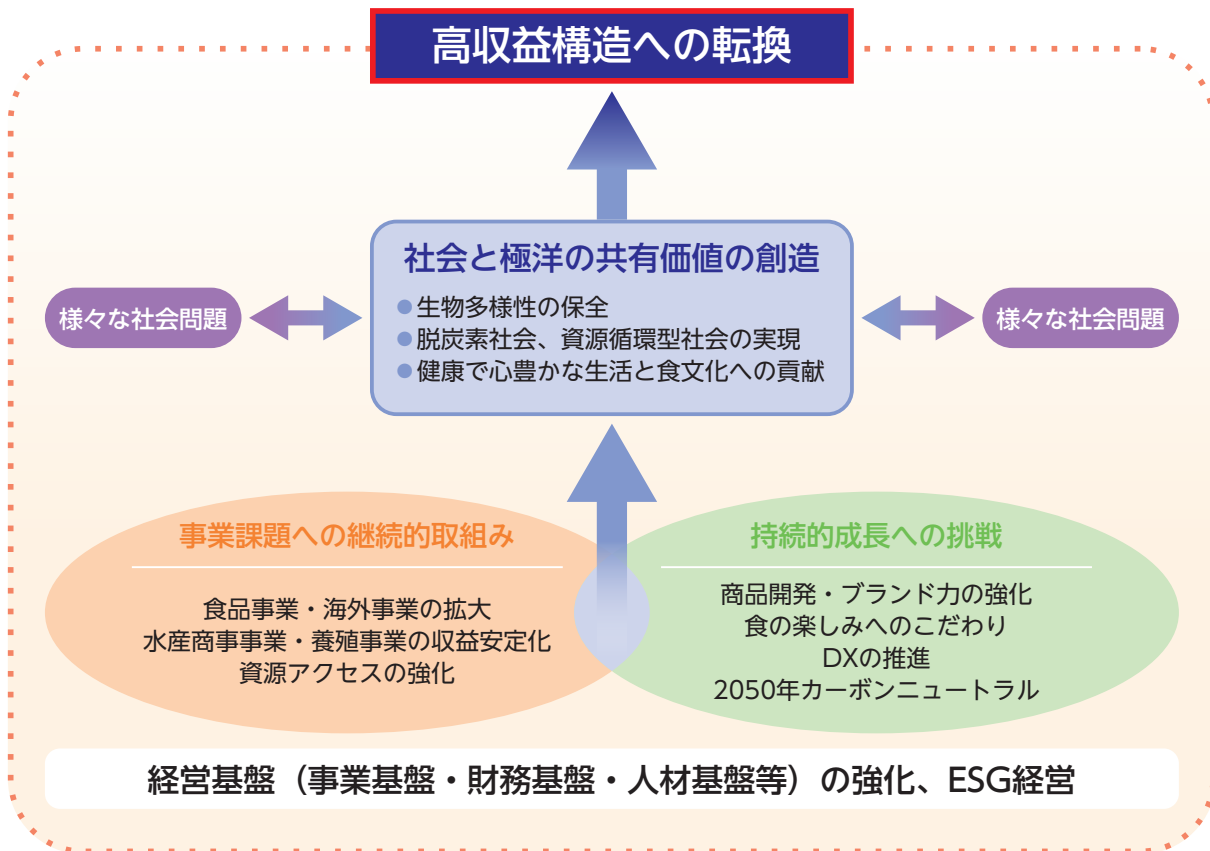
水産・食品業界を取り巻く環境は、世界的にはアジア新興国を中心とした所得増加により、水産物需要が高まりを見せ、水産物原料の確保が課題となっています。一方で、国内では人口減少によるマーケットの縮小など、厳しい状況が続いていることに加えて、コロナ禍で急激に変化した、多様化する消費者ニーズへの対応力が一層重要となっています。また、原材料価格の高騰や円安の進行、地政学的リスクの顕在化など、経済・事業の先行きに不透明感が増しています。こうした環境の中で、食品メーカーとして供給責任を果たしながら、社会と事業の持続可能性を追求してまいります。

中期経営計画『Build Up Platform 2024』の概要

『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有すべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、ESG、SDGsといった持続可能な社会の実現に向けた責任を果たしながら、事業を推進してまいります。

なお、詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/files/20210329.pdf>)



(2024年3月期目標値)

売上高3,000億円	営業利益70億円	経常利益65億円
海外売上高300億円	D/Eレシオ1.5倍、営業利益率・経常利益率2%超	

(セグメント別目標値)

	売上高	セグメント利益
水産商事	1,420 億円	36 億円
食品 (冷凍食品 + 常温)	1,240 億円	30 億円
鯉 鮭	330 億円	14 億円
その他	10 億円	△10 億円
合 計	3,000 億円	70 億円

各セグメントの施策は次のとおりであります。

水産商事セグメントでは、付加価値の高い、自社グループで加工した製品の販売拡大に努めるとともに、調達先、加工拠点の多様化を図ることで、供給や価格変動のリスクをヘッジします。海外事業については、キョクヨーグループ製品の販売を加速させるとともに、海外で調達、加工から販売までを完結させるビジネスモデルの構築を推進します。

食品セグメントでは、市販用、業務用の区分だけでなく、業務用では外食、量販店など、さらに細分化した業態別の販売体制を強化するとともに、自社工場製品の販売に注力することで、工場稼働の効率を高め、収益力のアップを追求します。また、原材料、物流費の上昇によるコストアップに応じた商品戦略の浸透に努めます。

鯉・鯖セグメントでは、国内販売において、輸入冷凍マグロ原料を中心に、自社工場で生産する加工品の拡販に注力します。養殖事業においては、国産養殖クロマグロの安定供給と養殖マダイの販売強化に努めます。海外まき網事業は、8月に竣工予定の「第11わかば丸」を含め、各船の操業効率性を高め、収益性向上を図ります。

物流サービスセグメントでは、キョクヨーグループの在庫を核とした適正な管理に努めます。加えて、的確な庫腹見通しに基づいた外部取引先への営業活動により、庫腹率の向上を図るとともに、配送と保管一体化サービスの推進による新規顧客の獲得を進めます。

管理面は、財務・人材基盤の強化とESG経営を根幹に、安定的な利益の積み上げ、自己資本比率の向上による財務基盤の強化に努め、株主への配当水準の向上を念頭に置いたうえで、積極的な投資、有利子負債の削減などバランスよく配分します。また事業拡大を図るために、人材育成の強化や人事制度改革を推進します。ESG経営については、SDGsの取組みを強化することは、企業経営の根幹を成すものであるという考えのもと、社会課題の解決に貢献する「社会価値」も追求します。

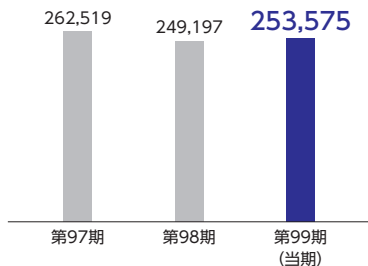
(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第96期	第97期	第98期	第99期
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	256,151	262,519	249,197	253,575
経常利益	4,434	3,608	4,879	6,904
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,914	2,037	3,838	4,634
1株当たり当期純利益	269円63銭	188円53銭	356円95銭	430円83銭
総資産	114,673	111,184	116,331	130,460
純資産	31,996	32,593	39,975	42,174

(注) 第99期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

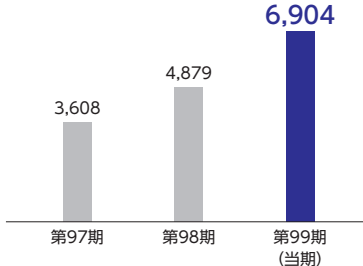
■ 売上高

(単位：百万円)

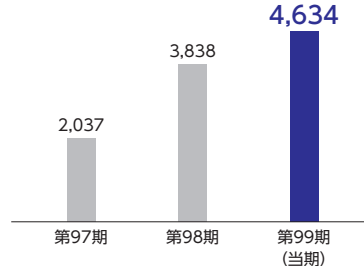


■ 経常利益

(単位：百万円)

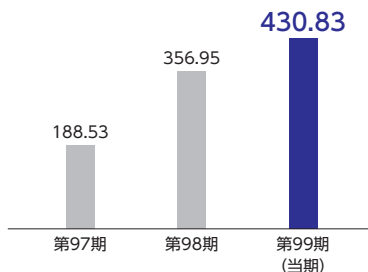
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益

(単位：百万円)



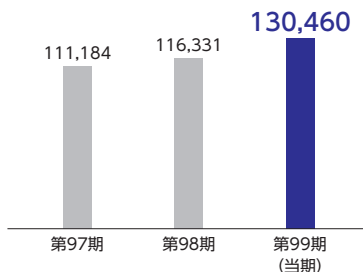
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



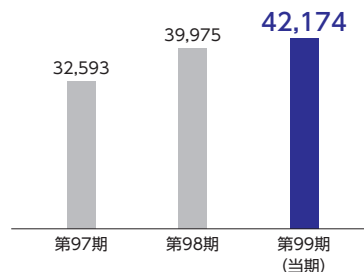
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
キョクヨー秋津冷蔵(株)	80	100	冷蔵倉庫業
極洋商事(株)	60	100	水産物・農畜産物等の買付販売
極洋食品(株)	100	100 (10.0)	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋水産(株)	192	100	海外まき網漁業、カツオ・マグロの加工 及び冷蔵倉庫業
キョクヨー総合サービス(株)	10	100	保険代理店業
極洋フィードワンマリン(株)	90	50 (10.0)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーフーズ(株)	30	100	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋フレッシュ(株)	90	100	マグロその他水産物等の加工及び販売
キョクヨーマリン愛媛(株)	30	100	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーマリンファーム(株)	30	100 (16.7)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
指宿食品(株)	50	95 (10.0)	マグロその他水産物等の加工及び販売
インテグレート・システム(株)	50	55	ソフトウェアの開発及び保守
(株)エイパックス・キョクヨー	50	100	水産加工品・惣菜品の製造及び販売
海洋フーズ(株)	40	100	鮭その他水産物等の加工及び販売
(株)クロシオ水産	5	70	真鯛その他水産物の養殖及び販売
(株)ジョッキ	60	100	海産物珍味の製造及び販売

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
Kyokuyo America Corporation (米国)	千米ドル 3,000	100	水産物等の買付販売
K&U Enterprise Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 120	50	冷凍食品の製造及び販売
青島極洋貿易有限公司 (中国)	千米ドル 200	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo Europe B.V. (オランダ)	千ユーロ 250	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 102	100	冷凍食品等の買付販売
KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 350	100	冷凍食品の製造及び販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記22社を含む25社であり、持分法適用関連会社は2社です。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合(内数)であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

事業の種類別 セグメントの名称	主要な事業内容
水産商事	当社及びKyokuyo America Corporation 他において水産物の買付及び加工、販売を行っております。
食品	当社、極洋食品(株)及び(株)ジョッキ他において業務用冷凍食品、市販用冷凍食品・缶詰・海産物珍味の製造及び販売を行っております。
鯉・鮪	当社及び極洋水産(株)他においてカツオ・マグロ等の漁獲、養殖、買付及び加工、販売を行っております。
物流サービス	キョクヨー秋津冷蔵(株)において冷蔵倉庫業を行っております。
その他	キョクヨー総合サービス(株)他において保険代理店業などを行っております。

(注) 当連結会計年度より、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、従来の「冷凍食品」と「常温食品」を統合し、「食品」セグメントに変更しております。

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

(株)極洋	本社	東京都港区
	支社	札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市
	研究所	宮城県塩釜市
キョクヨー秋津冷蔵(株)	本社・事業所	東京都大田区
	事業所	東京都大田区・福岡市
極洋商事(株)	本社	東京都港区
極洋食品(株)	本社・工場	宮城県塩釜市
	工場	青森県八戸市・茨城県ひたちなか市
極洋水産(株)	本社・工場	静岡県焼津市
キョクヨー総合サービス(株)	本社	東京都港区
極洋フィードワンマリン(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーフーズ(株)	本社・工場	愛媛県北宇和郡松野町
極洋フレッシュ(株)	本社・工場	東京都江戸川区
キョクヨーマリン愛媛(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーマリンファーム(株)	本社	高知県幡多郡大月町
指宿食品(株)	本社・工場	鹿児島県指宿市
インテグレート・システム(株)	本社	東京都中央区
(株)エイパックス・キョクヨー	本社・工場	兵庫県姫路市
海洋フーズ(株)	本社・工場	茨城県神栖市
(株)クロシオ水産	本社	高知県幡多郡大月町
(株)ジョッキ	本社・工場	東京都練馬区
	工場	埼玉県本庄市・北海道北斗市
Kyokuyo America Corporation	本社	Seattle, Washington, U.S.A.
K&U Enterprise Co., Ltd.	本社・工場	Samut Sakhon, Thailand
青島極洋貿易有限公司	本社	中国青島市
Kyokuyo Europe B.V.	本社	Luchthaven Schiphol, The Netherlands
Kyokuyo(Thailand)Co., Ltd.	本社	Khet Bangrak, Bangkok, Thailand
KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co., Ltd.	本社・工場	Samut Sakhon, Thailand

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別 セグメントの名称	従業員数（人）	前期末比増減（人）
水産商事	287	3
食 品	1,334	△53
鯉・鮪	368	△51
物流サービス	62	△9
その他	87	△3
全社（共通）	70	8
合 計	2,208	△105

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員1,827人）は含んでおりません。
 2. 当連結会計年度より、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、従来の「冷凍食品」と「常温食品」を統合し、「食品」セグメントに変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

②当社の従業員の状況

区 分		人 員	前期末比増減	平均年齢		平均勤続年数	
		人	人	歳	月	年	月
職 員	男	513	3	42	5	18	2
	女	182	10	36	5	11	2
	計又は 平均均	695	13	40	7	16	4

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員84人）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
(株)りそな銀行	9,959
農林中央金庫	7,594
(株)三菱UFJ銀行	5,897
三井住友信託銀行(株)	4,654

(注) 当連結会計年度における借入残高は42,736百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,700,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,928,283株 |
| (内、自己株式数) | 119,461株) |
| (3) 株主数 | 28,937名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	954	8.83
(株)りそな銀行	523	4.84
農林中央金庫	445	4.11
(株)日本カストディ銀行(信託口)	316	2.92
東洋製罐グループホールディングス(株)	315	2.91
三井住友海上火災保険(株)	250	2.31
東京海上日動火災保険(株)	224	2.07
極洋秋津会	149	1.38
SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG	143	1.32
中村 格彰	140	1.30

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(119,461株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式51,062株を含めておりません。
 3. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役	390株	1名

(注) 株式数のうち100株は取締役株式給付規程に基づき売却し、金銭にて交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
井上 誠	代表取締役社長	
酒井 健	代表取締役副社長	(事業部門統括、鯉・鯖セグメント、物流サービスセグメント管掌、鯉・鯖事業部担当)
近藤 茂	専務取締役	(水産商事セグメント管掌、水産第1部、水産第2部、水産第3部、海外事業部、業務部担当)
木山 修一	常務取締役	(管理部門統括、コンプライアンス担当、経営管理部、総務部、人事部、品質保証部担当)
田中 豊	取締役	(食品事業管理部、業務食品本部業務食品第1部、ロジスティクス本部担当、業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長委嘱)
西村 斉之	取締役	(総務部長委嘱、キョクヨー総合サービス(株)代表取締役社長)
山口 敬三	取締役	(食品セグメント管掌、業務食品本部業務食品第2部、市販食品本部市販食品第1部、市販食品第2部、商品開発本部商品開発部、研究所担当、市販食品本部長、市販食品第2部長委嘱)
檜垣 仁志	取締役	(経営管理部長委嘱)
三浦 理代	取締役	(女子栄養大学名誉教授)
白尾 美佳	取締役	(実践女子大学教授)
*町田 勝弘	取締役	(JRAファシリティーズ(株)代表取締役会長)
*山田 英司	取締役	(日本電子計算(株)顧問、(株)千葉興業銀行社外取締役)
田村 雅治	常勤監査役	
菅野 洋一	常勤監査役	
志村 和彦	監査役	
*西浜 正幸	監査役	

- (注) 1. *印は、2021年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
 2. 2021年6月25日付にて、取締役傍島康之氏は任期満了により退任し、監査役松行健一氏は辞任いたしました。
 3. 地位、担当及び重要な兼職の状況は、2022年3月31日現在であります。
 4. 現任取締役のうち三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、社外取締役であります。
 5. 取締役町田勝弘氏は、2022年3月31日付でJRAファシリティーズ(株)の代表取締役会長を退任いたしました。
 6. 現任監査役のうち田村雅治及び菅野洋一の両氏は、社外監査役であります。
 7. 取締役三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 8. 監査役田村雅治及び菅野洋一の両氏は、金融機関における永年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、取締役が中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、バランスを考慮した報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、ア．固定の基本報酬、イ．業績連動型株式報酬で構成する。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定の基本報酬のみとする。

ア．固定の基本報酬

月例の固定報酬とし、各取締役の職責に基づき決定する。

イ．業績連動型株式報酬

中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じて当社株式を支給する。

また、決定方針は、取締役会が決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定の基本報酬の額は、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において年額400百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。また、当該基本報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3年間で150百万円以内、株式数を3年間で50,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において年額70百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の固定の基本報酬額については、取締役会決議に基づき、社内取締役及び独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、各取締役の職責に基づき、各取締役の固定の報酬額を決定する権限としております。また、業績連動型株式報酬については、取締役会の決議により定めた取締役株式給付規程に従って、指名・報酬委員会が事業年度ごとに各取締役に付与するポイント（株式数）を決定しております。

指名・報酬委員会は取締役報酬の基本方針に則った報酬の決定を行った旨を取締役会へ報告しており、この手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、指名・報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役としております。当事業年度における指名・報酬委員会の体制は下記のとおりです。

井上 誠（代表取締役 社長）
三浦 理代（社外取締役）
町田 勝弘（社外取締役）

④業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬は株主総会の決議に基づき、事業年度ごとに中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じて算出した業績連動係数に取締役の役位別に定めた基本ポイントを乗じ、各取締役に付与するポイントを算定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。当該業績指標を算定の基礎とした理由は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的向上を促すことが期待できると判断したためであります。なお、当事業年度における業績連動型株式報酬制度に係る指標の計画値は、連結売上高250,000百万円、連結営業利益5,000百万円で、実績は連結売上高253,575百万円、連結営業利益6,392百万円です。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	301 (31)	268 (31)	33 (-)	-	13 (4)
監査役 (うち社外監査役)	63 (49)	63 (49)	-	-	5 (2)
合計	364	331	33	-	18

(注) 業績連動報酬（非金銭報酬）として取締役に対して株式報酬を交付しております。当社株式報酬の内容及びその交付状況は2.会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 三浦理代

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回中17回の全てに出席し、食品栄養学の専門家としての永年の知見から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から、取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程における監督機能を果たしていただいております。

②取締役 白尾美佳

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回中17回の全てに出席し、食品衛生学や食育に関する専門的立場から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

③取締役 町田勝弘

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
JRAファシリティーズ(株)代表取締役会長
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
就任後、当事業年度開催の取締役会14回中14回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、妥当かつ適切な意思決定に寄与しています。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
永年にわたり農林水産省において要職を務められ、また研究機関により培われた豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程における監督機能を果たしていただいております。

(注) 2022年3月31日付でJRAファシリティーズ(株)の代表取締役会長を退任いたしました。

④取締役 山田英司

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
日本電子計算(株)顧問
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
(株)千葉興業銀行社外取締役
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
就任後、当事業年度開催の取締役会14回中14回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
日本電子計算(株)において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の豊富な経験や実績を背景とした経営者としての高い見識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

⑤監査役 田村雅治

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

⑥監査役 菅野洋一

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5)役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社グループ子会社の取締役及び監査役であり、その保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、当社は、1年ごとの契約更新をしており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 45百万円

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 45百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、K&U Enterprise Co.,Ltd.、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、Kyokuyo(Thailand)Co.,Ltd.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続き業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制システムの基本方針」を決議しております（初回制定 2006年5月12日、最終改定 2022年4月1日）。当該方針の概要は以下のとおりです。

①企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社及びグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章：

1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
5. 働きやすい環境の整備に努めます。
6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

②取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、当社およびグループ会社の役職員に対しその周知徹底を図る。
- コンプライアンス担当役員のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、専任の「内部統制室」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。
- イ. 社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社およびグループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進する。
- ウ. 当社およびグループ会社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- エ. 当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、コンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者として、通報者が保護される内部通報システムを設け、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うこととする。
- カ. 当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- キ. 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。このことについて当社およびグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備する。
- イ. 環境保全リスクについて社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- ウ. 品質安全リスクについては、フードディフェンスガイドラインを作成し、工場運営の基礎として運用する。また食品事故が発生した際には食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、グループ全体ですみやかに対応する。
- エ. 当社およびグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画（BCP）を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備する。
- オ. 「内部監査チーム」は、当社およびグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ウ. 中期経営計画および年次予算については、グループ全体での会議を通じて、情報を共有する。

⑥当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ア. 当社およびグループ会社は、業務の適正を確保するため、業務の実態に対応した諸規定を定めるものとする。
- イ. グループ会社の経営管理を系列会社管理規則に従って行うとともに、グループ会社は当社に対して経営上の重要事項を報告するものとする。
- ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとする。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 当社の監査役の職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
- イ. 当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社の取締役その他の指揮命令を受けない。

⑧当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ウ. 当社およびグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- エ. 当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組み

専任の内部統制室が当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、内部統制室長が当社及びグループ会社の役職員に向けてコンプライアンスの徹底に関する通達を発信し、コンプライアンス意識の向上に努めています。

また、当社及びグループ会社を対象として、コンプライアンス担当部署長及び外部顧問弁護士を窓口とする内部通報システムを設置・運用しています。

②職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役4名を含む取締役12名で構成されています。当事業年度においては取締役会を17回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則においてその責任者と執行手続きの詳細について定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

③リスク管理体制

リスク管理の総括部署である経営管理部が定期的に当社グループ全体のリスク情報を取りまとめ、コンプライアンス担当役員を通じ、全役員に資料を配布し、情報を共有しています。

また内部監査チームが当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施し、監査結果を内部監査委員会に報告しています（当事業年度は内部監査委員会を6回開催）。内部監査の指摘事項については、内部監査委員会事務局が被監査部署に改善計画の提出を求め、その進捗状況を内部監査委員会に報告しています。

④グループ会社における業務の適正の確保

グループ会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査チームによる内部監査の実施等を通じ、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

また当社はグループ会社の経営上の重要事項について報告を受けています。

⑤監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては監査役会を13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また監査役は内部監査委員会事務局から内部監査の実施状況の報告を受けるほか、外部会計監査人と適宜協議を行うなど、監査の実効性向上を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、2020年6月24日開催の第97回定時株主総会において、2023年開催の定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/files/20051203.pdf>)

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア．中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、2021年度から2023年度までの3カ年中期経営計画『Build Up Platform 2024』を策定し、『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有すべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、ESG、SDGsといった持続可能な社会の実現に向けた責任を果たしながら、事業を推進してまいります。

イ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくこととなります。ただし、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は2023年開催の定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ. 株主意思を重視するものであること
- ウ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ. 合理的な客観的要件を設定していること
- オ. 独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり90円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	99,527
現金及び預金	6,544
受取手形及び売掛金	28,683
商品及び製品	44,997
仕掛品	3,440
原材料及び貯蔵品	6,191
その他の	9,678
貸倒引当金	△9
固定資産	30,932
有形固定資産	
18,897	18,897
建物及び構築物	6,228
機械装置及び運搬具	3,844
船舶	347
土地	3,784
リース資産	307
建設仮勘定	3,944
その他の	440
無形固定資産	
350	350
リース資産	1
その他の	348
投資その他の資産	
11,685	11,685
投資有価証券	9,272
繰延税金資産	1,136
その他の	2,873
貸倒引当金	△1,597
資産合計	130,460

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	56,936
支払手形及び買掛金	9,950
短期借入金	15,714
コマーシャル・ペーパー	15,000
リース債務	145
未払法人税等	1,081
賞与引当金	1,044
役員賞与引当金	8
未払金の他	7,791
その他の	6,199
固定負債	31,348
長期借入金	27,021
リース債務	240
特別修繕引当金	118
訴訟損失引当金	184
役員株式給付引当金	101
退職給付に係る負債	3,648
資産除去債務	29
長期未払金の他	3
その他の	0
負債合計	88,285
(純資産の部)	
株主資本	39,072
資本金	5,664
資本剰余金	1,330
利益剰余金	32,507
自己株式	△429
その他の包括利益累計額	3,632
その他有価証券評価差額金	3,234
繰延ヘッジ損益	343
為替換算調整勘定	292
退職給付に係る調整累計額	△237
非支配株主持分	△530
純資産合計	42,174
負債及び純資産合計	130,460

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高 価	253,575
売 上 原 価		225,558
売 上 総 利 益		28,016
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,624
営 業 利 益		6,392
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 利 息	2	
受 持 分 法 に よ る 投 資 利 益	155	
為 替 差 益	17	
補 助 金 収 入	349	
受 取 保 険 金	198	
そ の 他	116	
	198	1,038
営 業 外 費 用		
支 払 引 当 金 繰 入	391	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入	9	
貸 倒 引 当 金 繰 入	△2	
そ の 他	128	526
経 常 利 益		6,904
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	10	
国 庫 補 助 金 等 収 入	39	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	50
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損 失	8	
減 損 損 失	19	
退 職 給 付 費 用	156	
固 定 資 産 圧 縮 損 失	37	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	7	229
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,725
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,034	
法 人 税 等 調 整 額	89	2,124
当 期 純 利 益		4,601
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△ 損 失)		△33
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,634

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	5,664	1,329	28,737	△430	35,300
当期変動額					
剰余金の配当			△864		△864
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,634		4,634
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				1	1
連結子会社株式の取得 による持分の増減		1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	1	3,770	0	3,771
2022年3月31日残高	5,664	1,330	32,507	△429	39,072

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	5,139	148	95	△301	5,081	△407	39,975
当期変動額							
剰余金の配当							△864
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,634
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							1
連結子会社株式の取得 による持分の増減							1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,904	194	196	64	△1,448	△123	△1,572
当期変動額合計	△1,904	194	196	64	△1,448	△123	2,199
2022年3月31日残高	3,234	343	292	△237	3,632	△530	42,174

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	88,825
現金及び預金	3,444
売掛金	27,487
商品及び製品	39,097
原材料及び貯蔵品	2
前払費用	3,188
短期貸付	797
未収入金	1,162
未収消費税	8,862
預けの金	409
その他金	4,688
貸倒引当金	680
	△996
固定資産	20,225
有形固定資産	6,349
建物	2,520
構築物	145
機械装置	1,314
船舶	43
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	261
土地	1,919
一ス資産	93
建設仮勘定	48
無形固定資産	319
借地権	8
商標	1
ソフトウェア	308
その他の資産	0
投資その他の資産	13,557
投資有価証券	8,658
関係会社株	4,102
出資	18
関係会社出資	23
長期貸付	154
破産更生債権	1,603
繰延税金資産	25
差入保証金	570
その他の金	36
貸倒引当金	△1,637
資産合計	109,051

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	52,047
買掛金	11,555
前受引当金	1
賞与引当金	661
未払り	6,500
未払費用	5,092
短期借入金	555
一年以内返済長期借入金	40
商業・ペーパー	3,522
未払法人税等	7,688
その他	15,000
	857
	572
固定負債	24,625
長期借入金	21,218
関係会社事業損失引当金	349
役員株式給付引当金	101
退職給付引当金	2,867
リース債務	63
資産除去債務	12
その他	13
負債合計	76,672
(純資産の部)	
株主資本	28,797
資本金	5,664
資本剰余金	1,320
資本準備金	742
その他資本剰余金	578
利益剰余金	22,242
利益準備金	673
その他利益剰余金	21,568
別途積立	1,560
繰越利益剰余金	20,008
自己株式	△429
評価・換算差額等	3,581
その他有価証券評価差額金	3,238
繰延ヘッジ損益	343
純資産合計	32,378
負債及び純資産合計	109,051

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	232,745
売 上 原 価	207,862
売 上 総 利 益	24,883
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,603
営 業 利 益	5,279
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	50
受 取 配 当 金	306
為 替 差 益	336
補 助 金 収 入	32
雑 収 入	138
864	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	337
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69
雑 支 出	53
460	
経 常 利 益	5,683
特 別 利 益	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	8
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	349
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	161
関 係 会 社 株 式 評 価 損	57
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7
584	
税 引 前 当 期 純 利 益	5,099
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,609
法 人 税 等 調 整 額	69
1,679	
当 期 純 利 益	3,420

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年4月1日残高	5,664	742	578	1,320
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
2022年3月31日残高	5,664	742	578	1,320

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
		別途積立金	繰越利益 剰余金				
2021年4月1日残高	673	1,560	17,452	19,686	△430	26,240	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△864	△864		△864	
当期純利益			3,420	3,420		3,420	
自己株式の取得					△0	△0	
自己株式の処分					1	1	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	2,555	2,555	0	2,556	
2022年3月31日残高	673	1,560	20,008	22,242	△429	28,797	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2021年4月1日残高	5,138	148	5,287	31,528
当期変動額				
剰余金の配当				△864
当期純利益				3,420
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,900	194	△1,706	△1,706
当期変動額合計	△1,900	194	△1,706	850
2022年3月31日残高	3,238	343	3,581	32,378

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中井上監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平松正己
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉松博幸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	塚本義治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中井上監査法人
東京都千代田区指定社員 公認会計士 平松正己
業務執行社員
指定社員 公認会計士 吉松博幸
業務執行社員
指定社員 公認会計士 塚本義治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、井上監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社 極 洋 監査役会
常勤監査役 田 村 雅 治[Ⓔ]
社外監査役
常勤監査役 菅 野 洋 一[Ⓔ]
社外監査役
監査役 志 村 和 彦[Ⓔ]
監査役 西 浜 正 幸[Ⓔ]

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場 ご案内図

会場 都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
東京都千代田区平河町二丁目4番1号



交通機関と 所要時間

東京メトロ

- 有楽町線 魏町駅 1番出口より徒歩約4分
- 半蔵門線 ●有楽町線 永田町駅 5番出口より徒歩約4分
- 南北線 永田町駅 9b番出口より徒歩約3分
- 丸ノ内線 ●銀座線 赤坂見附駅 D出口より徒歩約8分

都バス

平河町二丁目（日本都市センター前）
（新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「インターネット」又は「書面（郵送）」等による議決権の事前行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきますようお願い申し上げます。特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、当日のご来場は自粛いただきますよう、強くお願い申し上げます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日は、公共交通機関等をご利用
いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

